

# 空き家情報バンク制度を利用して 空き家を活用しませんか？

## ◀ 空き家を購入する場合 ▶

**空き家  
購入**

助成対象経費の **1/10** 上限 **50** 万円

子ども1人につき**10**万円加算（上限**30**万円）

### 【対象者】

- ・高梁市空き家情報バンクの利用登録をしており、登録物件を購入する方
  - ・売買契約成立後、5年以上居住する方
  - ・売買契約成立後、1年以内に申請し、交付決定の翌年度内に登記を完了するもの。
- ※ただし、3親等内の親族間での空き家の賃貸等の利用でないこと、本市の市税等を完納していること

### 【対象経費】

空き家購入費用の1/10以内（同一物件への助成金の交付は1回限り）

## ◀ 家財処分する場合 ▶

**家財  
処分**

助成対象経費の **2/3** 上限 **20** 万円

### 【対象者】

- ・高梁市空き家情報バンクに登録した空き家を所有する方
  - ・高梁市空き家情報バンクに登録された空き家を利用する方
- ※ただし、3親等内の親族間での空き家の賃貸等の利用でないこと、本市の市税等を完納していること

### 【対象経費】

空き家の家財道具の搬出処分及び清掃について、市内の業者に委託する場合で、助成対象経費が10万円以上であるもの（同一物件への助成金の交付は1回限り）

## ◀ 修繕・改修工事をする場合 ▶

### 修繕 改修

助成対象経費の **1/3** 上限 **70** 万円

子ども1人につき**10**万円加算（上限**30**万円）

#### 【対象者】

- ・高梁市空き家情報バンクに登録された空き家を購入し、3年以上居住する方
  - ・高梁市空き家情報バンクに登録した空き家を3年以上賃貸等で貸す方
  - ・高梁市空き家情報バンクに登録された空き家を3年以上賃貸等で利用する方
  - ・売買、賃貸等の契約成立後、1年以内に工事を着手し、年度内に完了する所有者又は利用者
- ※ただし、3親等内の親族間での空き家の賃貸等の利用でないこと、本市の市税等を完納していること

#### 【対象経費】

空き家の居住部分の修繕工事や改修工事について、市内の建築業者等が施工する場合で、助成対象経費が30万円以上であるもの（同一物件への助成金の交付は1回限り）

## ◀ 申請手続き ▶

**事業着手前**に、次の書類を揃えて申請してください

必要書類：申請書、住民票謄本、市税等の滞納が無い事の証明書、実施計画書、見積書・設計図等、着工前の写真  
売買・賃貸契約書の写し（所有者による家財整理の場合は不要）  
土地登記簿謄本（売買等した空き家の場合）、誓約書（賃貸等で利用者が行う改修の場合のみ）、その他市長が必要と認める書類

※子どもとは…助成金の交付申請日において、15歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある者（出産予定の子を含む。）をいう

【お問合せ先】 高梁市役所 住もうよ高梁推進課 0866-21-0282